

東和荘指定訪問介護利用契約書

社会福祉法人東和仁寿会（以下「事業者」という。）と（以下「利用者」という。）とは、東和荘指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される訪問介護サービスを受け、利用者がそれに対する利用料を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

（目的）

- 第1条 事業者は、介護保険法の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、第4条及び第5条に定める訪問介護サービスを提供します。
- 2 利用者に対して実施する東和荘指定訪問介護サービスの内容、費用等の事項は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。

（契約期間）

第2条 この契約の有効期限は、契約締結の日から6カ月間とします。契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に6カ月間同じ条件で更新されたものとし、以後も同様とします。

（訪問介護計画の決定・変更）

- 第3条 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されている場合には、それに沿って利用者の訪問介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、訪問介護計画の作成を行います。その場合に事業者は、利用者に対して居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、訪問介護計画について、利用者に対して説明し同意を得たうえで決定するものとします。
- 4 事業者は、居宅サービス計画が変更された場合、若しくは利用者の要請に応じて、訪問介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、訪問介護計画の変更があると認められた場合には、利用者とは協議して訪問介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、訪問介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付して、その内容を確認するものとします。

（介護保険給付対象サービス）

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、利用者の居宅に訪問介護員を派遣し、利用者に対して入浴、排泄、食事等の身体介護並びに調理、洗濯、掃除、買い物等の生活援助を提供するものとします。

（介護保険給付対象外のサービス）

- 第5条 事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、旅行等のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。

（利用者等への説明）

第6条 事業者は、この契約に基づいて利用者に対して行うのと同様の内容の説明を、利用者の家族等へ適宜説明を行うよう務めるものとします。

（訪問介護員の交代等）

- 第7条 この契約でいう「訪問介護員」とは、所定の研修を受けたうえで訪問介護サービス事業に従事し、身体介護、生活援助及び相談助言等を行う者、又、「職員」とは訪問介護員、看護師等事業者が訪問介護サービスを提供するために使用する者をいうものとします。
- 2 利用者は、選任された訪問介護員の交替を希望する場合は、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して交替を申し出ることができます。
- 3 事業者は、訪問介護員の交替により、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(サービスの実施)

第8条 利用者は、第4条及び第5条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

2 訪問介護サービスの実施に関する指示、命令は全て事業者が行います。ただし、訪問介護サービスの実施に当たって利用者の事情、意向等に十分配慮するものとします。

3 利用者は、訪問介護サービス実施のために必要な水道、ガス、電気等は無償で提供し、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

(運営規程の遵守)

第9条 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して利用者に対してこの契約に基づくサービスを提供するものとします。

2 この契約における運営規程については、事業者、利用者とも遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、利用者に対して事前に説明することとします。

3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、この契約を解除することができます。

(サービス利用料金の支払)

第10条 契約者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証に記載された割合の額）を事業者に支払うものとします。ただし、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を一旦支払うものとします。

（要介護認定後、又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

2 第5条第1項及び第2項に定めるサービスについては、利用者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

3 前2項の他利用者の選定により、通常のサービス提供実施地域以外の地域の居宅においてサービスの提供を受ける場合は、その地域が厚生労働大臣の定める中山間地域であるときは、利用料金に1回につき5%の割増料金を支払うものとします。

4 サービス利用料金は、1カ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末日までに支払うものとします。

5 1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用の中止、変更、追加)

第11条 利用者は、利用期日前において訪問介護サービスの利用を中止、又は変更若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施開始日の前日までに事業者申し出るものとします。

2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者を支払わなければならない場合がある。ただし、利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではない。

3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更、追加の申し出に対し、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

(サービス内容の変更)

第12条 事業者は、サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されたサービスの実施ができない場合には、サービス内容を変更することができるものとします。

2 前項の場合に事業者は、所定のサービス料金を請求できるものとします。

(利用料金の変更)

第13条 第10条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更できるものとします。

2 第10条第1項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は利用者に対して変更を行う日の2カ月前までの説明をしたうえで当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。

3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、この契約を解約することができます。

(事業者及び職員の義務)

第14条 事業者及び職員は、サービスの提供に当たって利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮する

ものとしします。

- 2 事業者は、サービス実施日において、訪問介護員により利用者の体調健康状態からみて必要な場合には、利用者から聴取、確認のうえ訪問介護サービスを実施するものとしします。
- 3 サービス提供に当たって、緊急時の連絡先として主治医を確認する等医療機関への連絡体制の確保に努めるものとしします。
- 4 事業者は、利用者に対する訪問介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者若しくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとしします。

(秘密保持)

第15条 事業者又は職員は、訪問介護サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務はこの契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとしします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図る等正当な理由により情報を提供する際には、あらかじめ文書にて利用者の同意を得るものとしします。

(利用者の行為禁止)

第16条 利用者は、次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- (1) 職員に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと

(損害賠償責任)

第17条 事業者は、この契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第15条に定める守秘義務に違反した場合も同様としします。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとしします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとしします。

(損害賠償がなされない場合)

第18条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者若しくは職員の指示、依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第19条 事業者は、契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

- 2 前項の場合に事業者は、利用者に対して既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとしします。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第20条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、この契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとしします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 第20条から第22条に基づきこの契約が解約又は解除された場合

- 2 事業者は、前項第1号を除く各号によりこの契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう務めるものとしします。

(利用者からの解除権)

第21条 利用者は事業者に対して、契約終了満了日の2日前までに通知することにより、この契約を解除することができます。なお、この場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。

ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解除することができます。

2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
- (2) 事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

(事業者からの解除権)

第22条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、この契約を解除することができます。

- (1) 利用者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用料金の支払が3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者が法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(精算)

第23条 第20条第1項第2号から第6号によりこの契約が終了した場合において、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

(苦情処理)

第24条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第25条 この本契約に定めのない事項について疑義が生じた場合には、事業者は利用者と誠意をもって協議するものとします。

この契約を証するため、本書2通を作成し双方署名押印の上、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 岩手県花巻市東和町東晴山7区16番地
東和荘指定訪問介護事業所(指定番号0372400085)
社会福祉法人東和仁寿会
理事長 楊 恵 珠 印

利用者住所 岩手県花巻市東和町 区 番地

氏 名 印

代理人住所 岩手県花巻市東和町 区 番地

氏 名 印